

# 1. 許可申請書及び添付書類一覧表

【申請区分】1.新規 2.許可換え新規 3.般・特新規 4.業種追加 5.更新 6.般・特新規+業種追加  
7.般・特新規+更新 8.業種追加+更新 9.般・特新規+業種追加+更新

令和2年10月1日より適用

様式番号	申請書及び添付書類	申請区分								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
		法人	個人	6						
第1号	建設業許可申請書	◎	◎	◎	◎	◎				
別紙一	役員等の一覧表 ※法人のみ。個人は添付不要	◎		◎	◎	◎				
別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等) (注1)	◎	◎	◎					◎	
別紙二(2)	営業所一覧表(更新) (注1)							◎	◎	
別紙四	専任技術者一覧表	◎	◎	◎	◎	◎				
第2号	工事経歴書	◎	◎	◎	○	◎				
第3号	直前3年の各営業年度における工事施工金額	◎	◎	◎	○	◎				
第4号	使用人数	◎	◎	◎	○	◎				
第6号	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎				
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書	▲	▲	▲	▲	▲				
別紙	常勤役員等の略歴書	▲	▲	▲	▲	▲				
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第一面)(第二面)(第三面)(第四面)	▲	▲	▲	▲	▲				
別紙一	常勤役員等の略歴書	▲	▲	▲	▲	▲				
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	▲	▲	▲	▲	▲				
—	組織図	▲	▲	▲	▲	▲				
第7号の3	健康保険等の加入状況	◎	◎	◎	◎	◎				
第8号	専任技術者証明書(新規・変更)	◎	◎	◎		◎				
—	資格証・合格証明書等の写し(更新以外の申請や届出の際は、原本提示の上写しを提出。) (原本の提示については、携帯を義務付けられているもの(電気工事士免状、消防設備士免状)を除く)	▲	▲	▲	△	▲				
—	卒業証明書(必要に応じて履修科目証明書等を添付) (注4)	▲	▲	▲	△	▲				
第9号	実務経験証明書(注3)	▲	▲	▲	△	▲				
第10号	指導監督の実務経験証明書(申請の際は記載された工事の工事請負契約書の原本を提示し写しを提出) (注3)	▲	▲	▲	△	▲				
第11号	建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎	◎	▲	◎				
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書	◎	◎	◎	◎	◎				
第13号	建設業法施行令3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	◎	◎	◎	▲	◎				
第14号	株主(出資者)調書(新規の株主等がある場合及び更新時に役員等の一覧に株主等がある場合は提出)	◎		▲	▲	▲				
第15号	貸借対照表(法人用)	◎		○	○	○				
第16号	損益計算書(法人用)	◎		○	○	○				
第17号	株主資本等変動計算書(法人用)	◎		○	○	○				
第17号の2	注記表(法人用)	◎		○	○	○				
第17号の3	附属明細表(注7)	▲								
—	事業報告書(株式会社のみ) ※必要記載事項は、会社法施行規則において規定されています	▲								
第18号	貸借対照表(個人用)		◎	○	○	○				
第19号	損益計算書(個人用)		◎	○	○	○				
—	定款(法人)	◎		△	△	△				
—	商業登記全部事項証明書 ※支配人登記をしている個人事業主も提出 (注4)	◎	▲	△	△	△				
第20号	営業の沿革	◎	◎	△	◎	◎				
第20号の2	所属建設業者団体	◎	◎	△	△	△				
第20号の3	主要取引金融機関名	◎	◎	△	△	△				
—	法人・個人事業税納税証明書(注4)(注5)	◎	◎	○	○	○				
—	許可申請者等に係る登記事項証明書(注4)(注6(1)) ※顧問、相談役、株主等は添付不要 【法務局発行の「登記されていないことの証明書」(後見登記等)】	◎	◎	◎	◎	◎				
—	許可申請者等に係る市町村の長の証明書(注4)(注6(2)) ※顧問、相談役、株主等は添付不要 【本籍地の市町村発行の「身分証明書(通称)」】	◎	◎	◎	◎	◎				
—	健康保険証等(写) (注8)	◎	◎	▲		▲				
—	健康保険及び厚生年金保険の加入状況を証明する資料 ※適用除外の事業者である場合は不要 (保険料納入に係る領収証書(写)、納入証明書(写)等)	◎	◎	◎	◎	◎				
—	雇用保険の加入状況を証明する資料 ※適用除外の事業者である場合は不要 (労働保険料概算・確定保険料申告書(写)、領収済通知書(写)等)	◎	◎	◎	◎	◎				
—	残高証明書又は固定資産評価証明書及び不動産の登記事項証明書(登記簿謄本) (不動産については、資産評価額と担保されている金額の差が500万円以上あること) (注4)	▲	◎	▲		▲				
	その他の添付書類・確認資料 (必要に応じて、指示された書類を提示ないし提出してください)									

- ◎- 必要書類
- ▲- 該当する場合に提出
- 決算終了後の変更届出を毎年定期に提出している場合は省略可能
- △- 記載事項に変更がなければ省略可能

(注1)

- ・用紙が2枚以上にわたる場合、「主たる営業所」欄は、1枚目のみに記載すればよい。
- ・別紙二(1)は、従たる営業所がない(主たる営業所のみしかない)業者は、(従たる営業所)の欄に「該当なし」と記載する。「該当なし」の場合、(主たる営業所)欄は記載不要。
- ・別紙二(2)は、更新がある際に更新する内容のみを記載する。

(注2)

○様式第7号「常勤役員等(経營業務の管理責任者)の証明書」及び様式第7号の2「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」(別紙略歴書等含む)については、経營業務の管理体制に応じ該当する様式のいずれかを提出のこと。

○新たに「常勤役員等(経營業務の管理責任者)」になる者がいる場合の確認は、以下の資料を提出のこと。

・個人事業主の経験で申請する場合は、必要な経験期間に係る確定申告書B(写)。また、事業内容や業種が確認できる契約書、注文書、請求書(控)等の写し(必要な経験年数分で1年につき1枚以上)。

・法人の役員経験で申請する場合は、証明しようとする期間に役員であったことが確認できる「登記事項証明書、履歴事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本」と「当該法人の法人税及び消費税申告書控の写し」。また事業内容や業種が確認できる契約書、注文書、請求書(控)等の写し(必要な経験年数分で1年につき1枚以上)。

○業種追加申請等の場合は、同じ者であっても、過去に遡って再度資料を求めることがあるので留意すること。

○「準ずる地位」、「経營業務を補佐した経験」等については、個別に判断しますので事前にご相談ください。

○様式第7号の2における「常勤役員等」については、以下の資料を提出のこと。

規則第7条第1号ロで申請する場合は、証明しようとする期間に役員であったことが確認できる「登記事項証明書、履歴事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本」と「当該法人の法人税及び消費税申告書控の写し」。また事業内容や業種が確認できる契約書、注文書、請求書(控)等の写し(必要な経験年数分で1年につき1枚以上)。また、必要に応じて当該法人の組織図(役員等に次ぐ職制上の地位あることがわかるもの)に原本証明したものを添付すること。

○様式第7号の2における「常勤役員等を直接に補佐する者」については、以下の資料を提出のこと。

・当該許可申請者の直近1年分の「法人税及び消費税申告書控の写し」。

また、直近の年度における事業内容や業種が確認できる契約書、注文書、請求書(控)等の写し(いずれか1枚)。

・「補佐する者」の財務管理・労務管理・業務運営それぞれの具体的な経験は、その経験内容が明らかになるよう略歴書に具体的に記載すること。また、許可申請者における勤務経験確認のため、健康保険証(写)又は年金記録(写)を添付すること。(注8参照)

(注3)

○実務経験の内容を証明するもの

・様式第9号に記載した工事について、契約書、注文書、請求書(控)等で工事請負の実態がわかる資料(写)の提出。

○実務経験期間中の常勤を確認できるもの(指導監督の実務経験を証明する場合も同様)

(例示)・事業所名と資格取得年月日が記載された健康保険被保険者証(写)・期間分の住民税特別徴収税額通知書(写)

・ねんきん特別便(写)・被保険者記録照会回答票(写)等

(注4)

各証明書については、申請日前3か月以内に発行されたものに限る。ただし残高証明書については、証明基準日が申請日前30日以内の残高証明であること。(残高証明書が2枚以上になる場合は、証明基準日が同日のもの。)

(注5)

法人で、県税の納税証明書については、税目名が「法人事業税・地方法人特別税」となる。

また、新規開業等で決算未到来(課税が発生していない)の場合は県税事務所への法人等設立届(写)を添付すること。

(注6)

建設業法第8条第1号及び第10号の規定による欠格基準「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの」の確認について

この表中「許可申請者等」とは、「許可申請者(法人である場合においてはその役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人(法人である場合にはその役員)を含む。 )又は令第3条に定める使用人(支配人及び支店又は令第1条に規定する営業所の代表者)」をいう。

※顧問、相談役、株主等は省略可能です。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(氏名・生年月日・住所が記載されているもの)  
(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書。)

なお、外国籍のかたは、氏名欄に本名(本国名)と通称名を( )書きで、住所欄に「住民票」の現住所を、また国籍欄に国籍を記入してください。(福岡法務局 戸籍課 直通電話:092-721-9334)

※本証明書については、医師の診断書に代えることが可能です。その際は事前にご相談ください。

- (2) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第2項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書(「証明書」の申請・交付の手続については、許可申請者等の本籍地の市町村役場にお問合せください。)

外国人の方はこの証明書に代えて「国籍が記載された住民票」を提出してください。

※本証明のうち「成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当しない」事項に関しては、医師の診断書に代えることが可能です。その際は事前にご相談ください。

(注7)

資本金1億円を超える株式会社又は直前の貸借対照表の負債の部に計上した金額が200億円以上の株式会社の場合に提出を要します

(注8)

常勤役員等(経營業務の管理責任者)、常勤役員等を直接に補佐する者、専任技術者の健康保険証(写)を添付のこと。

なお、健康保険証(写)は、「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」部分を必ずマスキングしたうえで提出すること。

「健康保険被保険者証(写)(全国健康保険協会(協会けんぽ)や、組合管掌健保が発行したもの)」ないし「全国土木建築国保組合等の国民健康保険証(写)」。市町村の国民健康保険に加入の場合は、出勤簿及び賃金台帳の写し等も添付。